

豊能地区（豊中市・池田市・箕面市・豊能町・能勢町） における講師希望者登録のお知らせと講師制度の概要

豊中市教育委員会
池田市教育委員会
箕面市教育委員会
豊能町教育委員会
能勢町教育委員会

豊能地区3市2町（豊中市・池田市・箕面市・豊能町・能勢町）は、平成24年4月1日に大阪府から教職員人事権の移譲を受けることとなりました。これに伴い、これまで大阪府教育委員会が実施してきた豊能地区3市2町における公立小・中学校の講師〔常勤講師(産休臨時講師など)、非常勤講師〕希望者登録を豊能地区3市2町の各教育委員会が実施することとなります。つきましては、以下のとおり講師希望者登録の申し込み受付を行います。

ただし、講師は必要が生じた場合に限り採用します。登録された人がすべて採用されるものではありませんので、ご注意ください。

◆登録できる人

- 1 現に当該校種・教科の普通免許状を有する人又は平成24年4月1日までに取得見込みの人
(取得見込での登録受付は、平成23年12月1日から平成24年3月31日までの期間のみとなります。)
- 2 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条に該当しない人

◆登録方法

別添の申込書に必要事項並びに登録を希望される市町に○印をご記入のうえ、3市2町のうち登録を希望されるいずれかの市又は町の教育委員会（下記参照）までお届けください。（郵送可）

【登録及び問合せ先】

市町名	送付先及び担当課名	受付時間	電話番号
豊中市	〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1	8:45~17:15	06-6858-2560~2562
	教育委員会教職員室教職員人事チーム（豊中市役所第1庁舎6階）		
池田市	〒563-8666 池田市城南1-1-1	8:45~17:15	072-752-1111 (内線428・429)
	教育委員会教育部教職員課（池田市役所5階）		
箕面市	〒562-0003 箕面市西小路4-6-1	8:45~17:15	072-724-6997
	教育委員会事務局教育推進部教職員課（箕面市役所別館5階）		
豊能町	〒563-0292 豊能郡豊能町余野4-1-4	9:00~17:30	072-739-3426
	教育委員会教育総務課（豊能町役場1階）		
能勢町	〒563-0392 豊能郡能勢町宿野2-8	8:30~17:00	072-734-2693
	教育委員会学校指導課（能勢町役場南館1階）		

※受付は市役所及び町役場の開庁日（休日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く月～金曜日）に行います。

◆登録に関する注意事項

- 1 欠員が生じた際には、各市町の教育委員会より連絡いたします。
- 2 他の府県や大阪府・大阪市・堺市などで登録されていても、登録することができます。また、豊能地区3市2町それぞれに登録することができます。
- 3 一度登録していただくと、年度ごとに更新していただく必要はありません。
- 4 申込書は、登録希望に応じて、届出のあった市町から他の市町（3市2町に限る）に送付します。
- 5 登録内容に変更が生じた場合は、登録先の教育委員会まで連絡してください。

◆勤務条件等についての概要（大阪府内の公立学校と同じ）

【常勤講師】

任用形態	産休臨時講師、育児休業臨時講師、本務者が年度途中で退職するなどにより欠員状態が生じた場合、期限を付して臨時任用します。発令期間内は、毎日勤務していただきます。（原則として、週休日・休日を除く。）。
給与等	<p>基本給与 大学新卒（4年制） 約225,000円 短大新卒（2年制） 約204,000円 ※基本給与とは給料月額に教職調整額、地域手当、義務教育等教員特別手当を加えた額です。経歴その他に応じて一定の基準により加算があります。基本給与の支給限度額は約343,000円となります。</p> <p>昇給 なし（任用の都度、給料月額が決定されます。ただし、給料月額は条例の改正に伴い変動する場合があります。）</p> <p>諸手当 扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、教員特殊業務手当等の諸手当がそれぞれの条件に応じ支給されます。</p> <p>（※扶養、住居、通勤手当は、月の初日に要件を満たしている場合に限りその月の手当が支給されます。ただし、期限満了が月の初日の場合は、その月にかかる手当は支給されません。 ※扶養、住居、通勤手当は届出をしないと支給されませんので事実が生じた場合は、直ちに届出をしてください。 ※教員特殊業務手当（修学旅行等の泊を伴う行事の引率指導や土日等における部活動指導等に係る手当）は、実績があった翌月に支給されます。 ※期末、勤勉手当は基準日（6月1日、12月1日）に在職する職員及び基準日前1カ月以内に退職した場合に支給されます。）</p> <p>退職手当 引き続き6カ月以上の期間を勤務した場合は、一般の退職手当が支給されます。</p>
支払方法	<p>給料 （手当を一部含みます。） 月の1日から末日までの期間について、その月の月額が17日（その日が土曜日に当たるときはその前日、日曜日に当たるときはその翌日（その日が休日に当たるときは15日）、休日に当たるときはその翌日）に支給されます。</p> <p>退職手当 一般の退職手当の支払いは、原則として、退職日から1カ月以内に支給されます。</p>
勤務時間・休暇	<p>勤務時間 週当たり38時間45分（月～金/勤務日、土・日/週休日） 昼間に授業を行う学校又は課程/ 8時30分から17時00分 夜間に授業を行う学校又は課程/ 13時15分から21時45分 ※基本的な勤務時間の割振りであり、学校により異なる場合があります。</p> <p>休暇 年次有給休暇は、1年間につき20日付与されます。 計算式：（採用期間の日数÷365日）×20日（小数点以下は切り捨て） 特別休暇は、正規職員と同様に制度化されています。 （例）結婚休暇、服喪休暇、子の看護休暇等</p>
社会保険等	<p>雇用保険 「職員の退職手当に関する条例」が適用されるため、雇用保険の加入はありません。なお、「職員の退職手当に関する条例」に定める「失業者の退職手当」（※）については、引き続き勤続期間が12カ月以上の場合に支給の対象になります。 ※「失業者の退職手当」とは、雇用保険の失業給付に相当する「職員の退職手当に関する条例」上の制度です。</p> <p>社会保険（健康保険、厚生年金保険） 当初の任用期間が2月を超える場合は、任用初日からの加入となります。ただし、当初の任用期間が2月以下で、任用期間が1月を超える更新をされることとなった場合は、更新日以降の加入となります。</p>

社会保険等	介護保険 社会保険加入者で40歳以上65歳未満の方は、同時に介護保険2号被保険者となりますので、健康保険料とは別に介護保険料も徴収されます。
	常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上（土、日曜日・祝日を除きます。）ある月が、引き続いて12月を超え、13月目以降において1月以上の任用期間がある場合には、13月目の初日から共済組合の組合員資格を取得します。

※標記の勤務条件等は、平成23年10月1日現在の内容です。

【非常勤講師】

任用形態	担当する授業の時間割に応じて勤務していただきます。												
報酬等	報酬額及び報酬の加算額が支給されます。 報酬額 授業1時間につき以下のとおりの額を支給します。												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>授業時間</th> <th>報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>55分未満</td> <td>2,790円</td> </tr> <tr> <td>55分以上60分未満</td> <td>3,070円</td> </tr> <tr> <td>60分以上65分未満</td> <td>3,350円</td> </tr> <tr> <td>65分以上70分未満</td> <td>3,630円</td> </tr> <tr> <td>70分以上75分未満</td> <td>3,910円</td> </tr> </tbody> </table>	授業時間	報酬額	55分未満	2,790円	55分以上60分未満	3,070円	60分以上65分未満	3,350円	65分以上70分未満	3,630円	70分以上75分未満	3,910円
授業時間	報酬額												
55分未満	2,790円												
55分以上60分未満	3,070円												
60分以上65分未満	3,350円												
65分以上70分未満	3,630円												
70分以上75分未満	3,910円												
	報酬の加算額 通勤1回に要する経費は、日額3,330円（月額50,000円）を限度として支給されます。（通勤の事実の確認及び報酬の加算額は、届出に基づき大阪府の通勤手当の例に準じて決定。）昇給なし。期末手当、勤勉手当、退職手当は支給されません。												
支払方法	月の1日から末日までの間における授業時間数の実績により計算した額が、翌月の10日（その日が土、日曜日又は国民の祝日に当たるときはその直前の銀行営業日）に支給されます。												
勤務時間・休暇	勤務時間 担当する時間割に応じて勤務していただきます。 休暇 6月を超えて勤務する者に対し、一定の基準（下表参照）により年次休暇が付与されます。												
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1週間あたりの勤務日数</td> <td>5日</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>年次有給休暇日数</td> <td>10日</td> <td>7日</td> <td>5日</td> <td>3日</td> <td>1日</td> </tr> </tbody> </table>	1週間あたりの勤務日数	5日	4日	3日	2日	1日	年次有給休暇日数	10日	7日	5日	3日	1日
1週間あたりの勤務日数	5日	4日	3日	2日	1日								
年次有給休暇日数	10日	7日	5日	3日	1日								
社会保険等	社会保険（健康保険、厚生年金）の適用はありません。国民健康保険等に加入していただくことになります。 雇用保険は、1週間の基本的な時間割において受け持つ授業時間が20時間以上で、31日以上任用期間がある場合のみ適用になります。												

※標記の勤務条件等は、平成23年10月1日現在の内容です。

申 込 書

(年 月 日 現在)

写 真 写真は申込前 6 ヶ月 以内に撮影した脱 帽、上半身正面向の もので本人と確認で きるものをはって ください。	ふりがな	性別
	氏 名	
	生年月日 年 月 日 生 (満 才)	
郵便番号 □□□—□□□□		
現 住 所		
電 話 () —		
年 ・ 月	学 歴 (*注) ・ 職 歴	
・		
・		
・		
・		
・		
・		
・		
・		
・		
・		
・		

(*注1) 最終学歴が高校・短大・大学の人は高校入学から記入し、中学校までの人は最終学校卒業から記入してください。

勤務可能期間	
年 月 日頃から 年 月 日頃まで	
常勤・非常勤の別（該当する□に✓をしてください。） □ 常勤を希望する □ 非常勤を希望する □ どちらでもよい	
登録を希望する市町（登録希望の市町名に○をしてください。（複数可）） 豊中市 池田市 箕面市 豊能町 能勢町 全ての市町 複数の市町に○をされている場合は、申込書の写しを登録希望の市町に送付しますので、下記をご確認いただき、氏名欄にご署名ください。 確認事項 申込書の写しを登録希望市町へ送付することを承諾します。 氏 名 _____	
志望動機及び希望する仕事	
資格・免許等	資格・免許等の名称
	取得年月日
趣味・特技・クラブ活動等	
その他自己PR等があれば記入してください。	